

災害時における調査の相互協力に関する協定

福井県土木部長（以下「甲」という。）と、公益社団法人土木学会関西支部長（以下「乙」という。）は、災害時における調査の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により、甲が所管する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）が被災したとき、所管施設等の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性および高度な知見が必要な場合の調査に関する相互協力の方法を定め、もって、被害拡大の防止、被害施設の早期復旧および防災技術の向上に資することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 調査等の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所等とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、第2条の範囲において災害が発生し、学術的な領域における専門性および高度な知見に基づく調査、判断が必要と認めるときは、乙に調査を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に定める要請があったときは、調査の実施の可否を甲に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、甲へ直接報告するものとする。

3 乙は、第2条の範囲において災害が発生し、自らが自立的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。

4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。

5 乙は、第3条第3項に定める調査を実施したときは、その結果について甲へ報告するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲および乙は、前条第1項の要請に係る連絡体制をそれぞれ事前に定め、相互に報告・共有するものとし、変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査において、調査費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

（成果の公表および使用）

第6条 第3条に定める調査等の成果について、甲及び乙がその成果を公表もしくは使用する場合には、甲、乙が相互に確認したうえで行うものとする。

（実施範囲の特例）

第7条 甲が特に必要として第2条に定める範囲以外において調査の実施を要請した場合は、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙が特に必要として第2条に定める範囲以外において、第3条第3項に定める協力を甲に要請した場合は、甲は乙の実施する調査に対して可能な範囲で協力するものとする。

（損害の負担）

第8条 調査の実施に伴い甲および乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもってこの協定の期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 この協定締結後、甲乙いずれかの申し出により甲乙協議の上、本協定は廃止することができる。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月13日

甲 福井県土木部長

幸道 隆治



乙 公益社団法人 土木学会 関西支部
支部長 森 昌太郎

